

送達場所等の届出書（申立人用）

（該当するものにチェックをしてください。）

（注）届出のあった送達場所に送付された書類は、あなたが実際に書類を受け取らなくても受け取ったものとみなし、手続が進行することがあるので、確実に受け取るようにしてください。詳しくは、「裁判所に書面を提出される方へ」と題する書面をお読みください。

下記の情報を知られることで、あなたやあなたのお子さんなどが社会生活を営むのに著しい支障（例：生命身体に危険が及ぶ可能性が高いなど）が生じるおそれがある場合はお申し出ください。

本件につき、次のとおり送達場所等の届出を行います。

1 送達場所（書類の送付先）の届出

申立書の住所と同じである（以下の住所の記載は不要です。）。

申立書の住所以外（勤務先、実家など）

郵便番号 _____

住所 _____

送達場所とあなたの関係（就業場所（勤務先）実家 ）

（注）1 開示に支障がある住所を送達場所とすることは避けてください。

2 就業場所（勤務先）を届け出た場合には、裁判所名の封書が勤務先に届くため、当裁判所に係属する調停事件等があることが勤務先に知られる可能性があります。

3 あなたが実際にはいない場所を送達場所として指定する場合には、「送達受取人の届出」が必要です。送達場所や送達受取人は、あなたと関係がない場所や人物を指定することはできません。

送達受取人氏名 _____（あなたとの関係： _____）

2 日中昼間の連絡先

携帯電話 電話番号 _____

固定電話（自宅/勤務先）電話番号 _____

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

申立人 氏名： _____ ⑩

金沢家庭裁判所 御中